

令和3年度

第7回定例農業委員会会議録

令和3年10月20日 開催

令和3年10月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和3年度 第7回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第11号

令和3年度 第7回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和3年10月20日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和3年10月15日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和3年10月20日 午前 9時00分

閉会 令和3年10月20日 午前 10時50分 (会期1日)

第1日目(10月20日)

出席委員 19名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	森 健人			19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

議事録署名委員

11番 川西 正廣 委員、 13番 三好 満 委員

欠席

12番 藤滝 健造 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 渡邊 宏樹 主任主事 岩部 有起 副主幹 大林 栄司

傍聴人 0人

議事日程

令和 3 年 10 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 6 議案第 4 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 7 議案第 5 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 9 議案第 7 号 綾川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 3 年 10 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 3 年度第 7 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、12 番 藤滝健造委員の 1 名です。よって、農業委員出席者は、18 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、11 番 川西 正廣 委員、 13 番 三好 満 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について事務局より説明願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、4 件です。

議案第 1 号-1

地 図： P.34 き-4

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は兼業による経営縮小を考えていたところ、経営規模の

拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は4,512㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、30年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台、軽トラック1台、農舎100㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は200m、軽トラックで1分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： P.42 うー7

権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に在住しており農地の処分を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。なお、申請地については貸借契約を結んではいませんが、譲受人であり譲渡し人の親戚である■■■■がこれまでも管理をしていました。

譲受人の経営面積は6,313㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、10年、農作業の従事日数は、200日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、トラック1台、農舎200㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は500m、トラックで2分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： P.43 いー2

権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に在住しており農地の処分を考えていたところ、

経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。なお、申請地については貸借契約を結んではいませんが、譲受人であり譲渡し人の親戚である■■■■■がこれまでも管理をしていました。

譲受人の経営面積は6,313 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、野菜です。

譲受人の農作業歴としては、10年、農作業の従事日数は、200日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、トラック1台、農舎200 m²を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は200m、徒歩で2分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図： P.49 し-7

権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地： ■■■■■

譲渡人： ■■■■■

譲受人： ■■■■■

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に在住しており農地の処分を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。なお、申請地については譲受人であり譲渡し人の兄弟である■■■■■がこれまでも維持管理をしていました。

譲受人の経営面積は10,515 m²で、下限面積である4,000 m²を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、サツマイモです。

譲受人の農作業歴としては、40年、農作業の従事日数は、250日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン2台、耕運機2台、田植機2台、軽トラック1台、運搬車2台、農舎100 m²を所有しています。また、サツマイモの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は1km、車で10分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、今月は4件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。今月は、13件です。

議案第2号-1 (8月除外申請分)

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： 開発道路等 1,528.36 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅2階建 13棟 65.83 m²/棟 合計 855.79 m²

申請事由： 分譲住宅

説明：【理由】 申請人は [REDACTED] に主たる事務所を置き、平成29年に設立した不動産業を主に営む法人です。計画地の北側においても分譲販売を行っており、現在17区画中12区画が売買済の状況です。残りの区画についても頻繁に問い合わせがあり、半年程度での完売が見込まれるため、既存の分譲地を拡張する形で新たに分譲地を整備するものであります。

【資金】 土地代 2,550万円 造成費 3,000万円、建築費 8,450万円
自己資金 600万円、借入金 1億3,400万円 合計 1億4,000万円

【期間】 令和4年1月1日～令和6年12月20日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.21m (最大)
切土 H=0.3m (最大)、コンクリート擁壁 H=1.5m (最大)

【排水】 雨水：最終樹で集水後、既設道路側溝を經由し、 [REDACTED] へ放流
汚水：合併浄化槽にて処理後、既設道路側溝を經由し、 [REDACTED] へ放流

【他法令許可】 開発行為許可申請、土壤汚染対策法届出、法定外公共物工事承認申請

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

議案第2号-2 (8月除外申請分)

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 使用貸借権設定

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： -

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅2階建1棟 64.00 m²、車庫平屋建1棟 42.94 m²

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 申請人は借家で妻と7月に生まれた子ども1人の3人で同居しています。子どもの誕生に伴い家財道具が増え手狭になってきたことから、子供の面倒を見てもらえる、父が所有する農地に分家住宅を計画したものです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 150万円、建築費 1,500万円
自己資金 0万円、借入金 1,650万円

【期間】 令和3年12月1日（許可後）～令和4年4月30日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.20m、コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：溜枡を設置し東側水路へ放流、 汚水：合併浄化槽設置

【他法令許可】 -

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

議案第2号-3

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： 雑種地 29 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建1棟 114.51 m²、車庫平屋建1棟 49.02 m² 合計 163.53 m²

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 申請人は町内で妻と子ども2人の4人で生活しています。妻は、現在育児休暇中ですが、仕事に復帰する予定です。そこで、実家の近くで父親の所有する土地で検討していましたが、狭小であったり、建築確認が取れなかったりと、条件に合う土地はありませんでした。そんな時に、農地の管理に苦慮している譲渡人のことを [REDACTED] で聞き、意向が合致したため申請に至ったものです。

なお、3条申請の案件第1号にもありますように、隣接する農地は、申請人の父親が買い受けることになっています。

【資金】 土地代 200万円 造成費 500万円、建築費 2,600万円
自己資金 700万円、借入金 2,600万円 合計 3,300万円

【期間】 令和3年11月1日～令和4年8月31日

【造成】 花崗土による盛土 H=1.02m、コンクリート擁壁 H=2.00m（最大）

【排水】 雨水：溜枡を設置し北側及び東側水路へ放流、汚水：合併浄化槽設置

【他法令許可】 町道工事承認（承認済）

【水利】

【隣接同意】

議案第 2 号-4 (8 月除外申請分)

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： 宅地 715.90 m²

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 納屋平屋建 1 棟 64.82 m²

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請人は、水稲、野菜の栽培をしていますが、所有するトラクター、田植え機等をビニールハウス内で保管していますが、夏場は高温となるため樹木の下に移動し、野ざらしとなっています。

雨ざらしになっていることから、農機具の痛みも早いため、収納する納屋を建築し、併せて収穫した米や野菜の保管場としても利用したいため申請に至ったものです。

【資金】 土地代 5 万円 造成費 70 万円、建築費 200 万円

自己資金 0 万円、借入金 275 万円

【期間】 令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.20m、 コンクリート擁壁 H=0.50m

【排水】 雨水：溜枡を設置し北側水路へ放流、汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-5 (8 月除外申請分)

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： 山林など 2,382.51 m²

譲渡人：

譲受人：

用途： 工場用地

施設の概要： 工場平屋建 1 棟 2,034.93 m²

申請事由： 貸工場

説明：【理由】 譲受人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和 24 年に設立した[REDACTED]の製造販売を行う法人です。グループ会社である[REDACTED]の事業拡大に伴い工場移転の希望があり、自社工場の隣接地に貸工場を建設して賃貸するものです。本申請地へ移転することにより、土地、建物などを一貫してグループ会社が管理でき、経営、管理の合理化が図られるものとして計画したものです。

【資金】 土地代 2,500 万円 造成費 3,000 万円、建築費 3 億 5,000 万円
自己資金 0 万円、借入金 1 億 5,700 万円

【期間】 令和 4 年 1 月 10 日（許可後）～令和 4 年 12 月 20 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.25～3.07m
コンクリート擁壁 H=0.70～4.90m

【排水】 雨水：溜枡を設置し北側水路へ放流、 汚水：合併浄化槽設置

【他法令許可】 開発許可（協議中）、土壌汚染対策法届出（協議中）
法定外公共物払下げ協議（協議中）
町道・県道工事許可など調整中

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

議案第 2 号-6（8 月除外申請分）

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 使用貸借権設定

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 113.65 m²

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 譲受人は借家で妻と子ども 3 人の 5 人で同居していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたことから、分家住宅を計画しました。申請地は、実家に近いため将来親の面倒を見るのに都合がよく、また子どもの世話をお願いするにも便利であるため選定したものです。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 150 万円、建築費 2,100 万円
自己資金 0 万円、借入金 2,250 万円

【期間】 令和 4 年 1 月 10 日～令和 4 年 12 月 28 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.44m、 コンクリート擁壁 H=0.75～0.79m

【排水】 雨水：溜枡を設置し北側水路へ放流、汚水：合併浄化槽設置

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】

議案第 2 号-7 (一時転用)

地図・図面：

権利設定： 賃貸借権設定

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

譲渡人：

譲受人：

用途： 資材置場

施設の概要： 露天資材置場

申請事由： 資材置場

説明：【理由】 譲受人は、に主たる事務所を置き、昭和 26 年に設立し、建設工事業を営む法人です。発注する工事を受注し、資材置場が必要となったため、利用できる土地を探していました。

工事現場は、までの町道に敷設されている水道管の更新工事を行います。周辺で、長年耕作していない本申請地を見つけ譲渡人との間で貸借契約を締結し申請に至ったものです。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 0 万円、建築費 0 万円

自己資金 0 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

【造成】 本申請による工事はありません。

【排水】 雨水：自然浸透、汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】

議案第 2 号-8

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権設定

申請地：

地 種： 第 1 種農地

併用地： -

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 115.10 m²、車庫平屋建 1 棟 35.31 m² 合計 150.41 m²

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 譲受人は借家で妻と 2 人で同居しています。新居を建設しようと土地を探して

いたところ、叔父の土地を貸してもらえることになりました。その叔父夫婦には子供がおらず、将来的には譲受人の父が相続することになりそのあとは自身が相続することとなることと、現在も農作業を手伝っていることから、本申請地に計画したのもです。

先ほど申し上げた通り、第1種農地ですが、譲渡人が分家住宅を建設するために非農用地協議を行った土地で、農用区域外の農地となっています。

譲渡人の両親が亡くなり、実家で引き続き居住しているため、分家住宅の計画はなくなりましたが、譲受人が後見人となり、将来叔父の面倒を看るとのことです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 200万円、建築費 2,200万円
自己資金 0万円、借入金 2,400万円

【期間】 令和3年12月16日（許可後）～令和4年6月30日

【造成】 花崗土による盛土、切土 なし コンクリート擁壁 H=1.22m

【排水】 雨水：溜枡を設置し南側水路へ放流、汚水：合併浄化槽設置

【他法令許可】 町道道路工事承認（済）

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第2号-9（8月除外申請分）

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地種： 第2種農地

併用地： -

譲渡人：

譲受人：

用途： その他業務用地

施設の概要： 露天車両置場

申請事由： 車両置場

説明：【理由】 譲受人は に主たる事務所を置き、平成7年に設立した車両の販売業、修理業を主に営む法人です。取り扱う車両は中型車大型車が主であり、年間に車検等で取り扱う車両は、1,500台程となっており事業の拡大とともに現在の敷地では手狭になってきたため、修理待ち車両や修理完了車両を保管するための露天駐車場の整備を計画したものです。現在1日で15台程度修理検査を行っており、その車両を保管できる十分な規模を確保できる場所を検討した結果、本申請地が選定され申請に至ったものです。

【資金】 土地代 700万円 造成費 1,000万円、建築費 0万円
自己資金 1,700万円、借入金 0万円

【期間】 令和4年1月7日～令和5年1月5日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.50~0.70m、切土 H=0.20（表土剥ぎ取り）
コンクリートブロック H=0.75m

【排水】 雨水：溜枡を設置し北・南・西側水路へ放流、汚水：なし

【他法令許可】 土地の形質の変更届（県環境管理課）提出済

【水利】

【隣接同意】

議案第 2 号-10

地図・図面：

権利設定： 賃貸借権設定

申請地：

地 種： 第 1 種農地

併用地： -

譲渡人：

譲受人：

用途： その他業務用地

施設の概要： 露天駐車場

申請事由： 駐車場

説明：【理由】 譲受人は に主たる事務所を置き、平成 20 年に設立した冷凍食品などの製造、加工及び販売を営む法人です。

譲受人は、県内に複数の工場を持っていましたが、統廃合により の従業員数が増加し、現在の敷地内では不足しています。この状況を解消するため、申請に至ったものです。

本申請地は、平成 27 年に土地改良法による換地処分が行われた第 1 種農地ですが、当時 の駐車場用地として非農用地協議が行われています。当時から計画はありましたが、今回の統廃合による従業員の増加により至急必要となったためとの説明です。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 60 万円、建築費 0 万円

自己資金 60 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 3 年 12 月 1 日（許可後）～令和 3 年 12 月 5 日

【造成】 花崗土・砕石による盛土 H=0.15m、切土 なし
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透、汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】 地元水利組合受益外のため

【隣接同意】

議案第 2 号-11

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権設定

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： -

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建1棟 103.74 m²、車庫平屋建1棟 26.20 m² 合計 129.94 m²

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 譲受人は借家で妻と子ども2人の4人で同居していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたことから、分家住宅を計画しました。申請地は、子どもの面倒を見てもらうにも便利であるため選定したもので、将来親の面倒を見るのにも都合がよいため、父の所有する本申請で計画したものです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 200万円、建築費 2,200万円

自己資金 0万円、借入金 2,400万円

【期間】 令和3年11月20日～令和4年5月1日

【造成】 花崗土による盛土、切土 なし、コンクリート擁壁 H=0.41m

【排水】 雨水：溜枡を設置し北側水路へ放流、汚水：公共下水道へ接続

【他法令許可】 -

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第2号-12 (8月除外申請分)

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 使用貸借権設定

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： 884 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他の業務用地

施設の概要： 露天車両置場

申請事由： 車両置場

説明：【理由】 譲受人は自動車販売業、修理業を営んでいますが、車両保管場所が不足しており、保管車両が多い場合には周辺道路などに一時的に置くことがあります。このような状況を改善し、周囲の交通や環境へ影響を与えないために、新たな車両保管場所を確保するため敷地の拡張を計画したものです。現在の工場や車両置場に隣接しており、効率的な管理もできることから父の所有する申請地が選定され、本申請に至りました。

【資金】 土地代 0万円 造成費 100万円、建築費 0万円

自己資金 0 万円、借入金 100 万円

【期間】 令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

【造成】 花崗土による盛土、切土 なし（セメント改良により締め固める）
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：溜枡を設置し西側水路へ放流、汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】

議案第 2 号-13（8 月除外申請分）

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： 山林等 1,067 m²

譲渡人：

譲受人：

用途： その他業務用地

施設の概要： 露天資材置場

申請事由： 資材置場

説明：【理由】 譲受人は に主たる事務所を置き、昭和 59 年に設立した運送事業及び土木工事業を営む法人です。

でも土砂採取・農地整備・各主建設業務等を受注しており、各現場にて発生する樹木や残土を本社へ搬送している状況です。さらに集積物の内、樹木に関しては、その後 の木材加工会社へ運送することから、業務効率が非常に悪くなっております。既存の資材置場の面積も不十分であることも考慮し、本社及び加工会社への交通の便が良く、中讃地区を中心に受注があるため、効率的に資材の集積を行うことができる本申請地に資材置場の整備を計画したものです。

【資金】 土地代 70 万円 造成費 200 万円、建築費 0 万円

自己資金 270 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 4 年 1 月 10 日～令和 4 年 4 月 30 日

【造成】 盛土 なし、切土 H=5.4m、コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透、汚水：なし

【他法令許可】 町道工事及び公共用財産施工承認（協議中）

土壤汚染対策法届出（協議中）

【水利】

【隣接同意】

■■■■■
以上、13件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。第3号案件について、説明します。

P.7をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 10件 合計 32,294 m²

内訳

新規契約： 1～3番 3件 15,851 m²

更新契約： 4～10番 7件 16,443 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第3号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号についてです。なお、案件第23号及び第24号に川西委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第4号案件について、説明します。

P.24をご覧ください。

議案第4号-23

所在： ■■■■■

利用権： 賃貸借権

貸付人： ■■■■■

借受人： ■■■■■

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 76,457 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R3.11.1～R9.10.31（6年間）

議案第4号-24

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市松島町（公益）香川県農地機構

借受人経営面積： 76,457 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R3.11.1～R9.10.31（6年間）

以上審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第23号及び第24号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第23号及び24号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

続きまして、案件第26号に三好満委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第26号案件について、説明します。

P.25をご覧ください。

議案第4号-25

所在： [REDACTED]

利用権： 使用貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 128,825 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

期間： R3.11.1～R9.10.31 (6年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 26 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 4 号の、案件第 26 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

契約件数： 30 件 合計 67,538 m²

新規契約： 28 番～33 番 6 件 11,293 m²

更新契約： 1 番～22 番、25 番、27 番 24 件 56,245 m²

変更契約： なし

貸付先としましては、1 番～10 番を [] へ、11 番～15 番を [] へ、
16 番～22 番及び 32 番を [] へ、25 番を [] へ、27 番を []
[] へ、28 番を []、29 番～31 番を [] へ、33 番を [] へ貸し付けるも
のです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 4 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 5 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 5 号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明

致します。今月は、編入案件が1件です。

議案第5号-1 (編入)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地区域への編入

申請地： [REDACTED]

編入後の用途： 田

土地所有者： [REDACTED]

編入の理由： 経営ほ場整備事業に参画するために農振農用地へ編入するものです。

申請地は周辺とともに一団の農地を形成しており、地域の農業振興を図り、農業上の利用を確保するための編入申出であるため、妥当なものであると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第5号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について事務局より説明を願います。

事務局

はい、農業経営改善計画の認定について説明します。

今月は、更新3件と新規1件の申請がありました。

議案第6号-1 (更新)

予定認定番号： 18-3-再3号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生(設立)年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R8目標) 養豚(一貫)

農業経営等に関する目標：(R8目標)

	飼育頭数	生産量
養豚(一貫)	母豚 630頭	15,000頭

目標所得： 1,200万円

年間労働時間： 2,000時間

予定認定期間： 令和3年10月15日～令和8年10月14日

説明： 優良種豚を導入しながら養豚に取り組んでいます。近年は産子数が増加しても虚弱な子豚が生まれることが新たな課題となっているため、飼料会社と連携し飼養管理を徹底することで1母豚当たりの出荷頭数を増加させていく計画となっています。

議案第6号-2 (更新)

予定認定番号： 18-4-再3号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生（設立）年月日： [REDACTED]

作目・部門名：（R8目標） 和牛（繁殖）、水稻、ブロッコリー、飼料用の稲（WCS）

農業経営等に関する目標：（R8目標）

	作付面積・飼育頭数	生産量	
和牛（繁殖）	25 頭	20 頭	
水稻	120.0 a	4,800 kg	（ 400 kg/10 a）
稲（WCS）	230.0 a	48,300 kg	（2,100 kg/10 a）
ブロッコリー	60.0 a	5,760 kg	（960 kg/10 a）

目標所得： 500 万円

年間労働時間： 1,800 時間

予定認定期間： 令和3年11月28日～令和8年11月27日

説明： 平成18年11月1日に家族経営協定を締結し、和牛の繁殖を中心に家族で協力しながら生産に取り組んでいます。今後は、和牛の1年1産を目指すとともに、親世代が高齢となってきたこともあり年齢に合わせた働き方をするよう家族での話し合いを行っていく計画となっています

議案第6号-3（更新）

予定認定番号： 28-1-再1号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生（設立）年月日： [REDACTED]

作目・部門名：（R8目標） 水稻、麦、そば、アスパラガス

農業経営等に関する目標：（R8目標）

	作付面積	生産量	
水稻	500.0 a	21,000 kg	（420 kg/10 a）
麦	1,000.0 a	30,000 kg	（ 300 kg/10 a）
そば	250.0 a	1,125 kg	（45 kg/10 a）
アスパラガス	13.5 a	3,375 kg	（2,500 kg/10 a）

目標所得： 1,000 万円

年間労働時間： 1,000 時間

予定認定期間： 令和3年11月1日～令和8年10月31日

説明： H28.10.3 に法人を設立し、水稻、麦を中心に経営しています。現在、借入している農地は基盤整備がほとんどできておらず作業効率が悪いという課題があるため、基盤整備の実現に向けて協議していくとともに、経営面積の拡大や施設野菜の導入により年間所得の向上に向けて取り組んでいく計画となっています。

議案第6号-4（新規）

予定認定番号： R3-4号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生（設立）年月日： [REDACTED]

作目・部門名：（R8 目標） 水稻、麦

農業経営等に関する目標：（R8 目標）

	作付面積	生産量
水稻	500.0 a	24,000 kg (480 kg/10 a)
麦	900.0 a	32,400 kg (360 kg/10 a)

目標所得： 440 万円

年間労働時間： 1,200 時間

予定認定期間： 令和3年11月1日～令和8年10月31日

説明： R3.9.10 の法人を設立し、農地の集約を図り地域全体で農地を守っていくために、水稻、麦の営農に取り組んでいきます。今後は農事組合法人として機械装備の充実を図るとともに、作業の明確化や役割分担により効率的な生産体制を構築していく計画となっています。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第6号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第7号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明します。

基本的な考え方にもありますように、農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進事務が必須事務として位置付けられ、平成30年12月13日付、平成30年12月農業委員会で、採択されました。

その中で、3年後の農業委員並びに推進委員の改選期に目標の検証、見直しを行うこととなっています。それぞれ、令和3年3月現在の実績値を（かっこ）書きで表示しています。

まず、遊休農地の発生防止、解消についてですが、平成30年4月時点で、30.5 ha、3年後の目標 22.0 haに対して、47.0 haとなっております。農地機構への貸付を進めるなど対策は講じていますが、担い手不足や悪条件によるマッチングの不成立などもあり、増加傾向となっております。

続きまして、担い手への農地利用の集積・集約化についてです。平成30年4月時点で531 ha 3年後の目標 1,030 haに対して、530 ha、26.1%となっています。集積が進んでいないように見えますが、これは、令和元年度に解散した [REDACTED] など町内5法人の特定農業法人の解散が大きく、その時に集積率は、3%以上下落しました。

基盤整備に伴う [REDACTED] など平成30年度以降5法人が立ち上がるなど、着実に集積面積は増えていますが、このような結果となっています。

平成36年3月までの目標については、香川県が県全体で定めた目標を綾川町の目標としており、達成は難しいとは思いますが、引き続き集積面積の拡大に向け、推進していく必要があると考えております。農地機構を介した農地の集積にご協力をお願いします。

最後に、新規参入の促進についてです。平成30年4月時点で3名、取得面積2.2ha。3年後の目標9名、5.0haに対し、8名、7.3haとなっています。

就農相談者や、JAのインターン生による新規就農などにより、新規参入者は増えています。品目は苺が多く、他にアスパラ、柿、ブロッコリーです。法人就農からの独立の相談もありますが、接道、水はけ、形状などで思うような農地が見つからないのも現状です。

引き続き関係機関と連携を取りながら、推進していきますが、農地を貸したいなどの情報を得た場合には、農業委員会や、香川県農地機構へ情報提供をいただければと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第7号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は5件です。

報告1-1

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和3年9月16日

説明：転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和3年8月16日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和3年8月16日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-4

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和3年8月16日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-5

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和3年8月16日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上5件です。よろしくお願ひします。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第7号議案のうち、第4号議案の案件第23号、24号、26号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第7回定例農業委員会を閉会いたします。

午前10時50分

閉会